

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画

(平成28(2016)年度～令和5(2023)年度)

令和2(2020)年度

推進状況調査報告書

国立市

はじめに

国立市では、すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることが出来る男女平等参画社会を築くため、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しました。条例の7つの基本理念に基づき、総合的且つ計画的に施策を推進していくため、「国立市男女平等・男女共同参画推進計画」（計画期間：平成28（2016）年度～令和5（2023）年度）を策定し、本計画の中に包摂している「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」と合わせて取り組んでおります。

この報告書は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の第9条に基づく年次報告書として、「国立市男女平等・男女共同参画推進計画」に沿って令和2（2020）年度中に実施した各施策の具体的な事業実績及び評価を取りまとめたものです。

市では、本報告書の事業実績及び評価結果を活かして、計画の着実な推進を図るとともに、さらなる男女平等参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。今後ともご理解及びご協力をお願いいたします。

令和4（2022）年3月 国立市 市長室

目 次

	頁
第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について	3
第2章 推進計画の体系図	5
第3章 推進状況調査の概要	6
第4章 推進状況調査（課題評価一覧）	9
推進状況調査結果（課題ごとの個別評価）	10
基本目標1（課題1）男女平等・男女共同参画の意識づくり	
（課題2）固定的性別役割分担意識の解消	
（課題3）ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本目標2（課題1）配偶者等からの暴力の防止	
（課題2）国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が 安心して暮らせる環境の整備	
（課題3）男女平等を阻害する要因の解消	
基本目標3（課題1）性の違いに配慮した健康支援	
（課題2）LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援	
基本目標4（課題1）計画の推進体制の強化	
（課題2）市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	
第5章 推進状況調査結果（各施策の所管課評価一覧）	20
第6章 参考資料	58

第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について

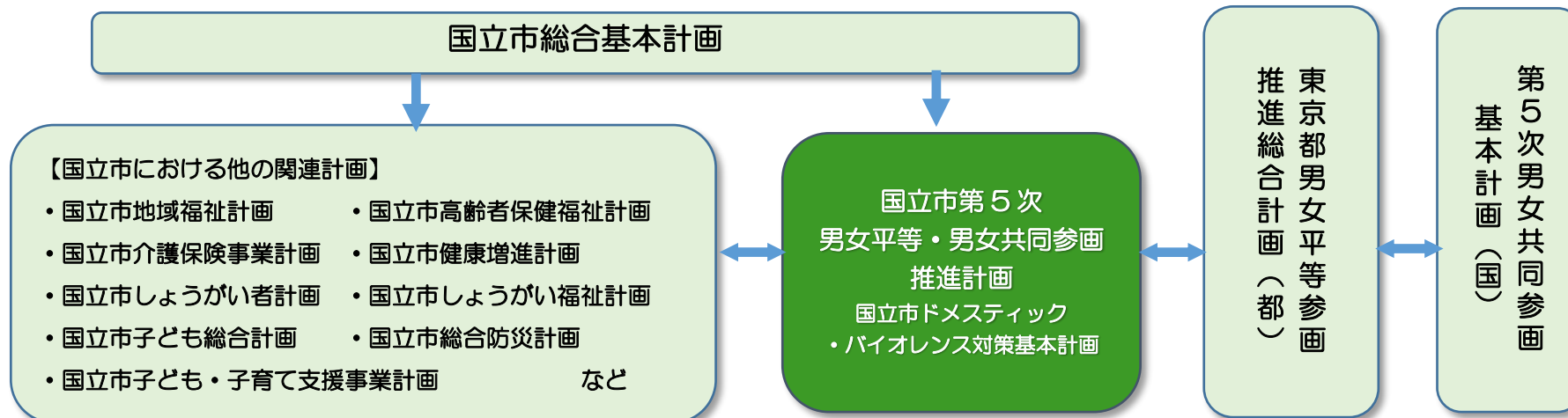
1. 計画の基本理念

「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」

性別に関わらず、すべての市民一人ひとりがお互いの人権を基本として、個性・能力・価値観・ライフスタイル・バックグラウンドなどを尊重し合い、自らの意思と責任により、職場・家庭・地域等の社会における多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択できる社会を目指します。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- この計画は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第9条に定める推進計画です。
- この計画は、「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV対策基本計画）」を包含しています。
- 「国立市総合基本計画」等関連する計画との整合性を保ち、総合的かつ計画的に推進するものです。



3. 計画の期間

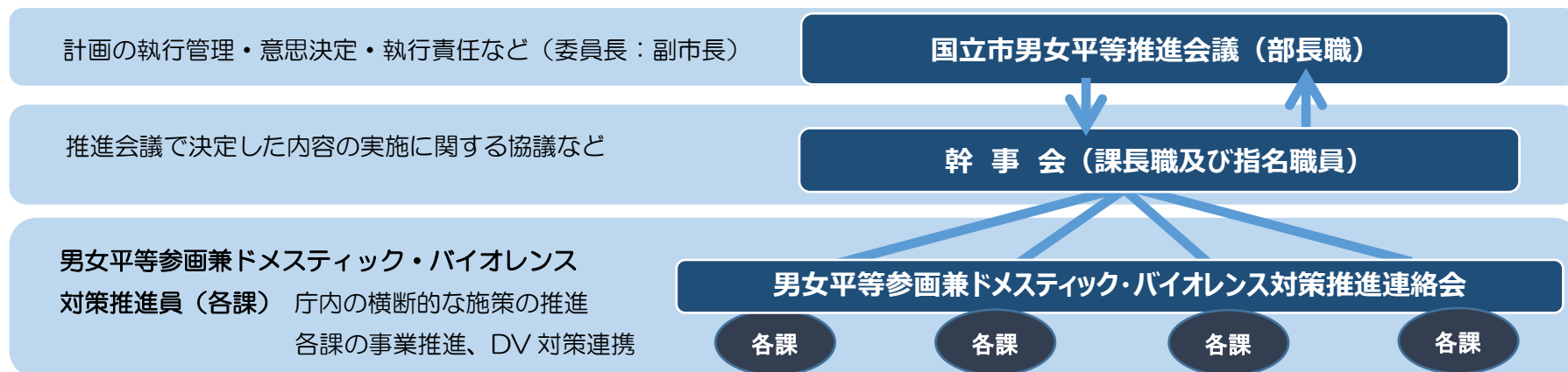
「平成 28（2016）年度」から「令和 5（2023）年度」までの「8 年間」です。

4. 評価指標と評価期間の設定

計画は、基本理念に基づく「基本目標」、それを実現するための「課題」、課題を解決するための「施策」に体系化されています。事前に課題ごとの評価指標を設定するとともに、計画の中間年度（令和元(2019)年度）と最終年度（令和 5(2023)年度）における目標値を定めることで、それぞれの施策の達成状況を明確にします。施策の評価期間は、毎年評価を行う「単年度」、中間年度と最終年度に評価を行う「中期」、最終年度に評価を行う「長期」の3区分を設定しています。

5. 市における推進体制

「男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員」を新設し、各課の横断的なネットワークを整備し、機動的かつ能率的な推進体制としていきます。



第2章 推進計画の体系図

基本理念

自分らしく生きようから暮らしやすい社会の実現

基本目標

1. 固定的性別役割分担意識にとらわれ
ることなく、自分らしい生き方を選択できる
社会

2. 差別・排除・暴力のない誰もが安心安
全に暮らせる社会（ソーシャル・インクル
ージョン）

3. 多様な「性」を認め合える社会

4. 計画の効率的な推進体制の確立

課題

(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり

(2) 固定的性別役割分担意識の解消 **重点**

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画

(1) 配偶者等からの暴力の防止 **重点**

(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因によ
り困難を抱えた女性等が安心して暮らせる
環境の整備

(3) 男女平等を阻害する要因の解消

(1) 性の違いに配慮した健康支援

(2) LGBT（セクシュアル・マイノリティ）
の人々への支援 **重点**

(1) 計画の推進体制の強化 **重点**

(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識
づくり

施策

①男女平等・男女共同参画の意識啓発
②男女平等・男女共同参画の学校教育の推進

①政策・方針決定への女性参画の促進
②経済活動への女性参画の促進
③家庭・地域活動への男女平等・男女共同参画の促進

①多様な働き方を支えるための育児支援
②多様な働き方を支えるための介護サービスの充実
③ワーク・ライフ・バランスの推進

①暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進
②DV 被害者の相談支援体制の強化
③DV 被害者の安全確保
④安心して生活が送れるようするための自立支援
⑤DV 対策基本計画の推進体制の整備

①複合的な要因による女性等の困難解消に向けた取組
②経済的に困窮している女性への支援

①セクシュアル・ハラスメント等への対策
②ストーカー等の暴力への対策

①健康管理支援の充実
②性の尊重に関する啓発

①LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の理解のための啓発
②庁内のLGBT（セクシュアル・マイノリティ）研修等の実施

①計画の執行管理体制の整備
②市民の視点に立った男女平等・男女共同参画の推進
③男女平等・男女共同参画を推進するための基盤の整備

①男女平等・男女共同参画に関する市職員の啓発
②庁内における男女平等・男女共同参画の促進

第3章 推進状況調査の概要

1. 調査の目的

「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」（平成28年度～令和5年度）の進捗状況を明らかにし、各施策の着実な進行と実効性の確保を図るため、各年度の施策の実績について、各主管課の評価を含む推進状況調査の結果をとりまとめて公表します。

2. 調査の概要と流れ

施策について各主管課による自己評価（一次評価）を行った後、各課題について国立市男女平等推進会議による評価（二次評価）を行います。評価結果は各主管課にフィードバックし、次年度以降の取組に反映させていくことで進行管理をしていきます。なお、計画期間の中間年度（令和元年度）は、男女平等推進市民委員会とともに総合的な評価・点検と市民意識調査を行い、さらにその結果を本計画に反映させていきます。

令和3（2021）年度実施の令和2（2020）年度推進状況調査においては、評価期間が「単年度」の施策のみ評価対象としています。評価期間が「中期」「長期」の施策については、今回の評価の対象としていません。

区分		H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
進捗状況調査	単年度	単年度評価	単年度評価	単年度評価	中間評価	単年度評価	単年度評価	単年度評価	最終評価
	中期				中間評価				最終評価
	長期								最終評価
市民意識調査					市民意識調査				市民意識調査

3. 評価指標

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の110施策（うち再掲施策11施策）について、主管課による施策ごとの達成度評価を行っています。

■（1） 施策の達成度評価

各主管課が、施策の進捗状況について当年度の事業実績と翌年度の事業予定を記載するとともに、以下の指標により、達成度評価を行います。

達成度評価	
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能（事業完了・隔年実施・実施準備中などのため評価できない）

■ (2) 課題の推進会議評価

国立市男女平等推進会議が、課題（10 課題）ごとに、次の評価基準に基づいて総合評価を行います。また、評価をした理由を記載するとともに、次年度以降に各課が効果的に施策の取組ができるよう、改善策等を提言しています。

推進会議評価	
◎	効果的な取組ができている場合
○	全体的に取組が図られている場合
△	ある程度の取組は認められるが一部課題がある場合
×	事業に取り組めていない、成果がない場合

【参考】

国立市男女平等推進会議

委員長	副市長
副委員長	人権・平和担当部長
委員	政策経営部長
	行政管理部長
	健康福祉部長
	地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
	生活環境部長
	都市整備部長
	都市整備部参事
	会計管理者
	教育次長
	議会事務局長

国立市男女平等推進会議 幹事会

政策経営部	収納課長
行政管理部	職員課長、防災安全課長、市民課長
健康福祉部	福祉総務課長、しょうがいしゃ支援課長、 高齢者支援課長、地域包括ケア推進担当課長、 健康増進課長、健康づくり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長、子育て支援課長
生活環境部	まちの振興課長、環境政策課長
都市整備部	都市計画課長
教育委員会	教育指導支援課長、生涯学習課長、公民館長、 くにたち中央図書館長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

第4章 推進状況調査評価結果（課題評価一覧）

基本目標	課題	R3 実施 (R2 評価)	R2 実施 (R1 評価)
		単年度評価	単年度評価
基本目標 1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会	課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	◎
	課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消	○	◎
	課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	○	○
基本目標 2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会(ソーシャル・インクルージョン)	課題(1) 配偶者等からの暴力の防止	◎	○
	課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	◎	◎
	課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消	○	◎
基本目標 3 多様な「性」を認め合える社会	課題(1) 性の違いに配慮した健康支援	○	○
	課題(2) LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	◎	◎
基本目標 4 計画の効率的な推進体制の確立	課題(1) 計画の推進体制の強化	◎	◎
	課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	○

推進状況調査結果（個別評価-基本目標1）

基本目標1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会

基本目標1 - 課題(1)	評価	達成度評価	
男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	A	7
		B	4
		C	0
		D	0

評価理由及び改善策等の提言

くにたち男女平等参画ステーションや公民館で、男女平等の意識づくりにつながる様々な講座が実施されている。コロナ禍で各講座の参加人数や実施方法に制約がある中、オンライン講座やSNSでの発信など効果的に取り組まれており、評価できる。今後は、子どもやその保護者を対象とした授業や講座などについても、くにたち男女平等参画ステーションや学校、保育園等が協力して取り組まれない。

【参考 指標①】

基本目標1 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
①	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合(%)	56.6% (H27年度)	目標値 65.6%	74.6%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・社会経済情勢の変化を考慮し、前回調査(平成22年実施)からの増加率(6%)の1.5倍(9%)を4年ごとに加算する。
			現状 58.6%	—	

推進状況調査結果（個別評価-基本目標1）

基本目標1 - 課題(2)	評価	達成度評価	
固定的性別役割分担意識の解消	○	A	8
		B	2
		C	1
		D	1

評価理由及び改善策等の提言

審議会における男女比率に関しては、依然として目標値を大幅に下回っている。女性委員が一人もない審議会も散見されるため、速やかに具体的な改善策を講じられたい。男性の育児への参加については、市民、市職員ともに育児休業取得率の向上が見られるところであり、評価できる。令和3年度には、Kuni-Biz(くにたちビジネスサポートセンター)が開設されるため、起業を希望する女性が利用しやすいよう周知等を工夫されたい。

【参考 指標②③④】

基本目標1 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
②	市が所管する審議会等のうち、性別比率が男女ともに30%以上になっている審議会等の割合(%)	42.0% (H27年度)	目標値 66.0%	90.0%	・過去3カ年の平均年間伸び率(6.25%≒6%)を1年ごとに加算する。
			現状 48.8%	—	
③	男性の育児休業取得率(%)	5.5% (H27年度)	目標値 13.0%	20.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の平成32年における目標値(平成32年に13.0%)と市の現状値との差(7.5%≒7%)を4年ごとに加算する。
			現状 23.1%	—	
④	市防災会議の委員に占める女性の割合(%)	12.0% (H27年度)	目標値 21.0%	30.0%	・現状(12.0%)と国の目標値(平成32年度に30%)を参考に、その差(18%)の半分(9%)を4年ごとに加算する。
			現状 8%	—	

基本目標1 - 課題(3)	評価	達成度評価	
ワーク・ライフ・バランスの推進	○	A	14
		B	2
		C	1
		D	1

評価理由及び改善策等の提言

ワーク・ライフ・バランスの推進のための育児や介護の支援については、保育施設の増加による待機児童の解消など、着実に効果を上げている。今後は、市職員のワーク・ライフ・バランス推進に一層取り組むとともに、その状況や課題を分析することで、市民全体への啓発や施策に活かしていくことを期待したい。

【参考 指標⑤】

基本目標1 - 課題(3)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑤	平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合(%)	8.5% (H27年度)	目標値 6.5% 現状 5.7%	4.5% —	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の目標値(平成32年に5.0%)を参考に、現状値のおおよそ半減を目標とする。

推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

基本目標2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）

基本目標2 - 課題(1)	評価	達成度評価	
配偶者等からの暴力の防止	◎	A	12
		B	0
		C	0
		D	0

評価理由及び改善策等の提言

令和2年3月に「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」を作成し、DV対策部会等を活用して庁内での情報連携を強化できており、評価できる。今後も、被害者支援及び加害者対応に全庁で連携して取り組まれない。令和3年度には新たにDVホットラインを開設しており、認知度向上のため周知を工夫されたい。

【参考 指標⑥】

基本目標2 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑥	DV等を受けたときに、どこにも相談しなかった(できなかった)人の割合(%)	38.5% (H27年度)	目標値 28.0%	18.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・潜在的ニーズに対し、実際に対象者を捕捉できている割合を示すもの。 ・女性の相談支援を拡充させていくことに伴い、4年で1割減(年2.5%)の割合で減少させる。
			現状 50.7%	—	

推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

基本目標2 - 課題(2)	評価	達成度評価	
国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	◎	A	6
		B	0
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
令和元年度に女性パーソナルサポート事業を開始し、様々な要因により困難を抱える女性に対して、居場所の確保等、個々の状況に応じた柔軟な相談支援体制が構築されたことは全国的にも先進的取組であり、評価できる。今後も、行政の窓口へつながりにくい若年層や多子世帯など、個々の状況に応じた訪問型のアウトリーチ支援を展開していくなど、一層の取組を期待したい。			

【参考 指標⑦】

基本目標2 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑦	市内における女性の相談支援拠点(アクセスポイント)の箇所数(民間含む) (箇所)	1箇所 (H27年度)	目標値 3箇所 ----- 現状 5箇所	5箇所 ----- —	・当該年度における拠点(稼働中のもの)の数を示すもの。 ・女性の自立支援には、相談・アクセスしやすい相談支援体制が重要となる。

推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

基本目標2 - 課題(3)	評価	達成度評価	
男女平等を阻害する要因の解消	○	A	6
		B	0
		C	0
		D	0

評価理由及び改善策等の提言

令和元年度に「DV等被害者に関する個人情報保護の手引き」を作成し、被害者情報の全庁的な保護体制が構築されたことは評価できる。デートDVやセクシュアル・ハラスメントの防止に関して、若年層にも啓発が進むよう、くにたち男女平等参画ステーションでのSNSや動画等を活用した取り組みを期待する。

【参考 指標⑧】

基本目標2 - 課題(3)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑧	セクシュアル・ハラスメントを直接受けた経験がある、または受けた人を知っていると回答した人の割合(%)	26.0% (H27年度)	目標値 23.5% ----- 現状 41.4%	21.0% ----- —	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・前回調査比較では若干増加傾向にあるが、今後、4年で現状値のおおよそ1割減(年2.5%)の割合で減少させる。

推進状況調査結果（個別評価-基本目標3）

基本目標3 多様な「性」を認め合える社会

基本目標3 - 課題(1)	評価	達成度評価	
性の違いに配慮した健康支援	○	A	6
		B	3
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>生理の貧困など、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関わる課題が顕在化してきている。毎年3月の「女性の健康週間」に合わせた啓発など、性差のある健康課題への認知度が向上するよう、くにたち男女平等参画ステーションや保健センターで一層の啓発に取り組まれない。性的指向や性自認に配慮した健康支援についても、くにたち男女平等参画ステーションを中心として調査・研究に取り組まれない。</p>			

【参考 指標⑨⑩⑪⑫】

基本目標3 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019)年度	R5(2023)年度	
⑨	65歳健康寿命(東京保健所長方式65歳健康寿命Aによる)	男性 83.06歳 女性 85.61歳 (H25年度)	延伸 (次回 R3年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑩	大腸がんの標準化死亡比(都を100とした数値)	男性 109.4 女性 120.6 (H24年度)	減少 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑪	子宮がん検診の受診率(%)	15.6% (H24年度)	>都平均受診率 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑫	乳がん検診の受診率(%)	9.1% (H24年度)	>都平均受診率 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。

推進状況調査結果（個別評価-基本目標3）

基本目標3 - 課題(2)		評価		達成度評価	
LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	◎	A	5		
		B	2		
		C	0		
		D	0		
評価理由及び改善策等の提言					
<p>セクシュアル・マイノリティへの支援等の取組としては、全国で初めてカミングアウトの権利やアウティングの禁止を定めた条例制定、LGBT 職員研修、SOGI相談、東京レインボープライド出展、小中学校での多様な性に関する授業など、多方面にわたって先進的に取り組まれており、高く評価できる。令和2年度には、パートナーシップ制度の導入(令和3年4月施行)、市職員の休暇や手当の同性パートナーに係る適用(令和3年4月施行)、市職員等を対象とした「多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン」の策定、当事者等の交流の場となるSOGIカフェの実施など、一層の取組がなされているところである。今後も、当事者の抱える課題の調査・研究を踏まえた効果的な取り組みを期待する。</p>					

【参考 指標⑬】

基本目標3 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑬	「LGBT(セクシャル・マイノリティ)」という言葉を知っている人の割合(%)	37.1% (H27 年度)	目標値 55.7%	74.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成 27 年度新設)による。 ・社会情勢(近年における認知度の向上)を考慮し、4 年で 1.5 倍、8 年で 2 倍を目標とする。
			現状 63.6%	—	

推進状況調査結果（個別評価-基本目標4）

基本目標4 計画の効率的な推進体制の確立

基本目標4 - 課題(1)	評価	達成度評価	
計画の推進体制の強化	◎	A	2
		B	0
		C	0
		D	0

評価理由及び改善策等の提言

本推進計画については、所管課による一次評価と男女平等推進会議による二次評価を毎年度実施している。本推進計画の中間年度にあたる令和元(2019)年度は、市民意識調査を実施し、男女平等推進市民委員会による中間評価を行った。計画の推進については、着実に取り組まれているところだが、市民委員会の答申により指摘を受けた施策については、関係各課が改善に向けて積極的に取り組まれない。

【参考 指標⑭⑮⑯】

基本目標4 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑭	男女の役割が平等だと思う市民の割合(%)	43.6% (H26年度)	目標値 48.0%	53.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。(R1年度より他の項目に変更) ・現状値と過去4年間の平均値(38.9%)との差(4.7%≒5%)を4年ごとに加算する。
			現状 —	—	
⑮	社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合(%)	28.2% (H26年度)	目標値 32.0%	36.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。(R1年度より他の項目に変更) ・ここ数年は数値が減少傾向にあるため、直近5年間の最高値(35.0%)と平均値(31.2%)の差(3.8%≒4%)を4年ごとに加算する。
			現状 —	—	
⑯	あらゆる差別は基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思う市民の割合(%)	73.7% (H27年度)	目標値 84.0%	95.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成27年度新設)による。 ・8年後に95%となるよう、4年でおおよそ11%(年2.7%)の割合で増加させる。
			現状 77.8%	—	

推進状況調査結果（個別評価-基本目標4）

基本目標4 - 課題(2)	評価	達成度評価	
市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	A	3
		B	0
		C	0
		D	0

評価理由及び改善策等の提言

令和2年度に第3期特定事業主行動計画を策定し、女性管理職割合の数値目標を新たに設定する等、庁内のジェンダーギャップの解消について道筋が示されたことは評価できる。今後は、男女平等について市職員一人一人が自分事として捉えられるように、各課の男女平等参画兼DV対策推進員を中心とした全庁的な意識づくりを期待する。

【参考 指標⑰⑱】

基本目標4 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑰	市の男性職員の育児休業取得率(%)	0% (H26年度)	目標値 13.0%	20.0%	・国の平成32年における目標値(H32年に13.0%)と整合を図っており、平成35年度は平成31年度の1.5倍を目標とする。 ・平成26年度は19人対象者がいたが、取得者は0人であった。
			現状 23.1%	—	
⑱	市の職員の年次有給休暇取得率(%)	55.0% (H26年度)	目標値 65.0%	75.0%	・直近の数値(約11日/20日)と特定事業主行動計画に定める目標値(平成31年度に13日/20日)及び国の目標値(平成32年に70%)を参考に、その差(10%)を4年ごとに加算する。 ※現状数値は、分母を付与日数(繰り越し含む)、分子を取得日数としているため、目標値と単純比較ができない。
			現状 35.3%※	—	

第5章 推進状況調査結果（各施策の所管課評価一覧）

■ 基本目標1 - 課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
1 (107)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等の開催について、関係各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	単年度	推進計画の毎年の進捗状況調査を通じて、各課が実施する事業を把握した。	A	講座等を開催する各課とは、適宜情報共有し、事業内容を把握していく。
2 (39) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①生活のための日本語講座（5月～3月まで年間を通して実施）②女性の生きかたを考える講座（全12回）を保育付で実施。保育利用者は①3名②5名。男性の料理教室を1回実施（参加者合計4人）より幅広いテーマで講座を実施し、充実を図ることが求められる。	B	①②年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加が増えるよう広報活動も工夫をしていく。③男性の家事参加を促すため、男性の料理講座を継続していく。
3 (40) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	くにたち男女平等参画ステーションにて、講座、イベント、展示、情報誌発行、リーフレット作成、YouTube 動画投稿、SNS 発信を行った。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で啓発イベント等の実施が制限される中、若年層に向けた動画投稿など、方法を工夫して情報発信していく。

			生涯学習課	東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館	市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。また平成 30 年度からは、Twitter やくにたちメールを活用して、より広く市民に情報を提供するようにした。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。
			図書館	市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関連した図書を購入し、市民に対し、貸出等を通じて情報提供に努める。
4	男女平等・男女共同参画に取り組む団体の支援	男女平等・男女共同参画に関する学習等から生まれた自主的な学びのサークル・団体が、継続的に活動できるよう支援する。	公民館	自主学習サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しを行ってきた。総利用団体数延べ 3,713 団体。講座終了後、参加者が自主的な学びのサークルを立ち上げる際に支援した。	A	自主学習サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しを行っていく。
			市長室	小金井市・狛江市・国立市で構成する多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会において、各市の市民サポーターと共に、ライフワークバランスの啓発カレンダー作成に取り組んだ。本事業は令和 2 年度で終了した。	A	くにたち男女平等参画ステーションにおいて、学生団体等と連携して男女平等や多様な性に関する啓発活動を実施していく。

5	人権尊重教育推進委員会の開催	人権尊重教育推進上の課題を把握すると共に、男女平等の視点を踏まえ、各校における人権教育を充実させるための知見を共有する。	教育指導支援課	中期	各校の人権教育推進委員 11 名と校長会・副校長会代表、担当指導主事の計 14 名で構成し、年間 3 回、各学校における人権教育推進計画や人権教育に関わる授業実践、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見についての研修、人権尊重教育推進校発表への参加等を行った。		引き続き、人権尊重教育の推進を進める。 推進委員会 14 名 年間 3 回実施 人権教育推進計画、授業実践、人権尊重教育推進校発表会への参加 LGBT 対応等の校内研修の実施
6	男女平等・男女共同参画を推進するための教員研修の実施	教員の男女平等意識の形成を図るために、男女平等に関連するテーマや LGBT(セクシュアル・マイノリティ)などの新たな課題に関する教員研修を実施する。	教育指導支援課	単年度	各校の人権教育推進委員が中心となり、夏季休業日等を活用して進める校内研修の中で、必要に応じて研修課題として取り上げた。各校で児童・生徒に関連する人権課題や LGBT 等多様な性への職員研修を 1 回以上実施。	A	引き続き、男女平等教育・共同参画を進める。LGBT 等多様な性への職員研修を各校で実施する。
7	学校における固定的な性別役割意識にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒の男女平等観の形成を図るとともに、性別にとらわれずに個人のもっている能力・適正を活かすよう進路指導の推進・充実を図る。	教育指導支援課	単年度	各校のキャリア教育を通して、性別等によらない進路選択についての指導を進めた。新型コロナウイルスの影響により、職場体験学習は中止となったため、代わりに、招聘講師による講演、職業に関する調べ学習等を実施した。	B	引き続き、各校のキャリア教育の推進を進める。 職場体験学習 3 日×3 校
8	性教育の実施と関係機関の連携	学校と家庭、地域の医療・保健機関と積極的な連携を図り、全教育活動を通じて、性を正しく理解し自己の性に対する認識を確かめると共に、性感染症に関する指導の充実を図る。	教育指導支援課	単年度	各校で学校保健委員会の開催や保健だより等で、保護者・地域等へ健康教育に関する理解・啓発を進めた。中学校保健体育保健分野の学習をとおして、性感染症に関する指導を進めた。関係機関との連携については充実させる余地があるので今後検討を続けていく。制服のスラックスを選択できるようにするなど、多様な性への配慮が充実してきている。	B	引き続き、児童・生徒の実態に応じた性教育を実施する。 学習指導要領に示されている内容について授業等で実施する。

■ 基本目標1 - 課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
9	審議会等における男女比率の調整	市政に男女の意見や視点を平等に反映させるため、委員全体に占める性別比率が男女ともに30%以上になるように努める。	政策経営課	単年度	平成28年4月に国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を制定し、市が所管する審議会等のうち、委員の性別比率が男女ともに30%以上となるよう努めた。 上記の基準を満たしている審議会等の割合は令和2年度実績で46.0%となっており、令和元年度の48.8%よりは低下している。	B	引き続きより多くの審議会等において、委員の性別比率が男女ともに30%以上となるよう努めていく。 一方で、要綱制定後の社会状況の変化を踏まえ、委員の性別比率に係る規定について再検証する。
10	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	性別によるニーズの違い等を踏まえ、発災時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性やLGBTの人々の参画を促進する。	防災安全課	中期	国立市総合防災計画修正の一環として、市職員を対象に国立第一小学校を会場として避難所開設訓練及びHUGを実施し、避難所における感染症対策のほか、避難所のレイアウトについて考察を行った。 (参加職員24名中、女性職員8名が参加)		東京都が女性視点の防災対策の推進等、地震対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組を反映した地域防災計画の見直しを行ったことから、国立市総合防災計画の見直しを引き続き行う。
11 (109)	誰もが働きやすく管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	中期	各課への時間外ヒヤリングやワーク・ライフ・バランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 令和2(2020)年度年次有給休暇取得率:34.0%		引き続き取組を進めるとともに、更なる課題の発見に努め、現状で不足している制度の新設等を検討する。

12	就職・再就職のためのセミナーの実施	女性の知識の習得や技術の向上を目的として、保育付きの就職・再就職セミナー等を開催し、女性の就職を支援する。	まちの振興課	単年度	令和2年10月23日(金)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催した。託児付き。 参加者：47名 託児希望者：0名	A	令和4年1月31日(月)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催する。託児付き。
13	託児付き講座・セミナー等の実施	女性の就職を促進するための情報、職業訓練情報、非正規労働者の労働条件の向上のための情報等の提供を行う。	まちの振興課	単年度	令和2年10月23日(金)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催した。託児付き。 参加者：47名 託児希望者：0名	A	令和4年1月31日(月)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催する。託児付き。
14	起業への支援	年齢やキャリア、または育児・介護の有無等に関係なく、起業を希望する女性を支援するため、情報提供や開業資金の融資のあっせん、コンサルタントの派遣、セミナー等を実施する。	まちの振興課	単年度	令和2年10月17日、24日、31日、11月7日、14日(いずれも土曜日)に、創業希望者・既創業者を対象に創業塾を実施した。12名(内、女性6名)の参加。この他、都・国の行っている創業支援情報のチラシ等の積極的な配架や開業資金の融資あっせんを行った。	A	令和3年9月、10月に創業塾を実施予定。また、令和3年3月開設予定のくにたちビジネスサポートセンター(Kuni-Biz)において、創業者も含めた事業者へのコンサルティング事業を開始予定。
15	就労相談窓口の紹介	就労支援を実施している市内の部署と連携を行い、ハローワークや東京しごとセンター等の専門の相談機関に適切につなぐ。	まちの振興課	単年度	随時、来庁者に対して窓口を案内している。また、市報にハローワークや東京しごとセンター等の窓口案内記事を掲載した。	A	随時、来庁者に対して窓口を案内していく。また、市報にハローワークや東京しごとセンター等の窓口案内記事を掲載していく。
					子育て支援課	就労相談窓口として、月に1回(8月は2回)開催の出張ハローワーク等を紹介。コロナ禍の影響で休止。ハローワーク立川につなげたり、相談支援を行った。	A

16	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について調査検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションにて、「みらいのたね相談」を月1回実施し、仕事に関する相談をキャリアカウンセラーが受け付けた。計19件の相談を受け付けた。		引き続き「みらいのたね相談」を月1回実施する。今後は誘致企業等の市内事業者との連携を検討する。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行った。		総合評価方式による入札を5件程度実施する。また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行う。
			まちの振興課		東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。		東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
17	家事・育児などの男性参画の促進	家庭生活における男女の平等と自立を進めるため、家事、育児等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	子育て支援課	単年度	親子参加を基本としたパパ講座を2回開催。どちらも新型コロナ禍であるため、定員を縮小しての開催とした。父と子が楽しい時間を過ごせることを目的に開始した「パパと一緒に遊ぼう!!」は申込開始の翌日には定員に達しキャンセル待ちの状態であった。10組21名参加。また「家族を守る防災講座」は、父がメインだが母が5名参加した、こちらも程なく定員に達した。7組20名参加。いずれも子ども家庭支援センターや子育てひろば等を周知するよい機会となった。	A	パパ講座の1回目を、8月17日(土)「親子で遊ぼう」とし開催予定。2回目を「家族を守る防災講座」として実施予定。引き続き、パパ講座以外でも父親の参加が可能な講座等については、その部分を周知していく。

18	介護などの男性参画の促進	家庭における男女平等と自立を進めるため、介護等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	高齢者支援課	単年度	家族介護支援事業実施として陽だまりの会（認知症介護家族間話し合いの場）4回実施。 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、実施できる範囲で開催とした。	C	家族介護支援事業として実施 ・キネステイク講習会・家族介護支援講座・陽だまりの会。
19	公共施設の設備の見直し	公共施設において、男性がおむつ替えをできる場所を確保する等、男性が育児にかかわる環境を整備する。	建築営繕課	長期	令和2年度事業実績なし		現在建設中の矢川複合施設新築工事では、トイレ内に男性がおむつ替えできるスペースを確保する予定である。令和4年度に完成予定。
			総務課		庁舎では、旧自動販売機を設置していたスペースにおむつ替えのできるベビーベッドを設置している。 (その後、ママロを設置) 令和2年度にママロが撤退したため、ベビーベッドに戻した。		平成30年度実施完了。 令和3年度に授乳もできる環境を整備するため、鍵のかかるドアを設置する。
20	子どもと出かけるための公園情報等の提供	女性だけでなく男性も育児にかかわりやすいよう、公園情報等をわかりやすく提供する。	環境政策課	中期	・株式会社パークフルと協定を結び、同社が提供するアプリケーション「PARKFUL」に市内都市公園の情報を掲載し、各公園の特色や詳細な施設情報等を閲覧できるようにした。		・「PARKFUL」に掲載した公園情報のさらなる充実化を図るとともに、父子で遊びやすい公園の提案を行う。
21	地域コミュニティやNPO等への男女共同参画の推進	自治会やNPO等に対して男女平等に関する情報提供等を行い、男女(特に若者)の積極的な参画を働きかける。	まちの振興課	単年度	自治会・町内会等への加入について、市報・HP等で広報を実施し、男女平等に配慮した。また、NPOについては、機関誌等の配布により啓発を行った。	A	自治会・町内会等への加入についての広報活動を引き続き行う。また、NPOについては、機関誌等により啓発を図る。

22	市民・各種団体・事業者等への働きかけ	市民団体等と連携し、地域における男女平等・男女共同参画意識の醸成を推進する。	市長室	単年度	小金井市・狛江市・国立市で構成する多摩3市男女共同参画推進共同研究会において、各市の市民サポーターと共に、ライフワークバランスの啓発カレンダー作成に取り組んだ。本事業は令和2年度で終了した。	A	くにたち男女平等参画ステーションにおいて、学生団体等と連携して男女平等や多様な性に関する啓発活動を実施していく。
			まちの振興課		消費者団体連絡会と連携してイベント等を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。	D	消費者団体連絡会と連携してイベント等を実施し、男女共同参画意識の醸成を推進する。
23 (110)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	単年度	新規取得対象者15名のうち5名が育児休業を取得し、取得率は約33.3%であった。令和2年度は、育児関連休業の手引きを庁内に配布し、育児休業等の周知及び取得推進に努めた。令和2(2020)年度男性職員の育児休業取得平均日数48.8日	B	引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への声かけなど、育児休業取得促進に向けて更なる取り組みを行う。

■ 基本目標1 - 課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
24	託児付き講座・セミナー等の実施	育児中の親が講座や講演会等に参加しやすいよう、託児サービスを付けた企画とする。	市長室	単年度	感染症対策でイベントの開催自体が少なくなっており、託児サービス付きのイベントは開催しなかった。	D	育児中の方が参加しやすいよう、オンライン開催等を含めて検討して実施する。
25	保育所入所待機児童の解消	働きたい人が育児のために離職することなく、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	中期	<p>・市内保育施設に定員割れが発生し始めたことから、新規施設の整備を見送り、ベビーシッター利用支援事業等の整備を伴わない待機児童対策を実施した。</p> <p>・以上の取り組み等により、待機児童数（旧定義）は前年比△15名、新定義では前年比△15名と減少した。</p> <p>【待機児童の推移(旧定義)】</p> <p>H26.4.1：88人 H27.4.1：119人(+31人) H28.4.1：109人(-10人) H29.4.1：125人(+16人) H30.4.1：81人(-44人) H31.4.1：98人(+17人) R2.4.1：75人(-23人) R3.4.1：60人(-15人)</p>		保育所整備を伴わない待機児童対策の推進 【待機児童の解消目標】 早期に0人を実現

26	多様な保育需要に対応する保育体制の整備	多様な保育需要に対応する保育体制の充実を図るため、病後児保育、延長保育、しょうがい児保育、一時保育を更に充実する。	児童青少年課	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度病児・病後児保育の利用者は、新型コロナウイルスの影響を受け減少し、延べ46人に留まった。一方で、病児・病後児保育の充実については、『第三次国立市子ども総合計画』及び『国立市子ども・子育て支援事業計画』において示しているとおり、利便性の確保から2か所目の設置を継続的に検討した結果、令和3年度中に新たに施設を開設することとなった。 ・令和2年度の延長保育利用者は、新型コロナウイルスの影響により利用数が減少し月極利用で延べ15,344人、一日利用で延べ3,302人となった。なお、延長保育は市内の認可保育所及び小規模保育事業所全園において実施している。 ・しょうがい児保育については、市内の保育所全園での受入れを基本としている。なお、受け入れに当たっては、各園のその時点での受入人数の状況や児童のしょうがい程度などを考慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育については、令和3年12月に多摩小児総合医療センター内に府中市、国分寺市と共同で新たに病児・病後児保育施設を設置することになったため、開設に向けた準備作業を進めていく。 ・延長保育については、引き続き市内全園で実施していく。 ・しょうがい児保育については、引き続き全園での受入れを基本に進めるとともに、安心して入所いただけるように、入所受付の際に、より丁寧に聴き取りをするなかで実施していく。
			子育て支援課	<p>一時保育については、国立あゆみ保育園、国立ひまわり保育園にて実施。</p> <p>2園の合計で述べ2,094件の利用であった。年度の後半は、新型コロナの影響で利用件数が少なくなった。</p>	<p>国立あゆみ保育園、国立ひまわり保育園にて実施</p> <p>(令和4年度より矢川保育園で事業開始の予定)。</p>	

27	放課後子ども総合プランの推進	保育を必要とするすべての児童を対象に、多様な居場所(学童保育所、放課後子ども教室、児童館等)を整備して充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	<p>中期</p> <p>小学校全学年を受入れ対象とする学童保育所の整備方針に基づき、平成 30 年度より段階的に開始した高学年受入れについて、令和元年度より全学童保育所において実施している。</p> <p>また、放課後子ども教室については平成 29 年度以降夏季休業期間中の実施を継続している。加えて、放課後子ども総合プランについて、国が新規プランを策定したことに伴い、国立市においても新規プランを策定している。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、学童保育所においては利用人数抑制のために利用自粛を要請しつつ、協力者に対して育成料の日割り減額措置を行った。</p> <p>放課後子ども教室においては、児童同士が密接する状況を生じさせないよう、室内実施を取りやめ、屋外だけの実施とした。</p>	<p>引き続き、全学童保育所における小学生全学年の受入れを実施するとともに、放課後子ども教室についても、より児童の利用しやすい夏季休業期間中の実施の方法を検討し、展開する。</p> <p>また、両事業において、引き続き新型コロナウイルス感染症への対策を講じ、感染防止に努める。</p>
28	子どもの総合相談窓口の開設	妊娠から出産、子育てに関する総合相談を実施し、子育て情報の提供や子育てサービスの案内、他部署と連携した支援を行う。	子育て支援課	<p>中期</p> <p>子ども総合相談窓口新規相談受付件数 109 件</p>	<p>多様な相談に対する相談スキルの向上、及び庁内他部署・地域関係機関との更なる連携を図る。</p>

29 (87)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を充実する。	子育て支援課	単年度	平成 30 年 5 月から国立駅前市民プラザにおいても妊娠届の受領及びテレビ電話による面接を開始・妊婦面接実施数(母子手帳交付時)430 人・育児相談利用者数 保健センター 13 回/年、258 人 ※育児相談は、4～7 月は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。その後予約制で再開。	A	継続実施（育児相談については、新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり）
30 (88)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	子育て支援課	単年度	・ウェルカム赤ちゃん教室（妊娠・出産・育児についての学習） 延べ 10 回/年、参加者延べ 253 人（内パートナーの参加は 88 人）	A	継続実施（新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり）。
31	妊婦・乳幼児健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	・乳幼児健診の受診率 乳健 99.6%、1.6 健 97.8%、3 健 96.9% ・産婦健診の受診者 474 人	A	継続実施（新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり。また、新型コロナウイルスの流行状況によっては、集団健診だけでなく、市内個別医療機関での受診も検討する）。
32	ファミリー・サポートセンターの利用促進	市民による相互支援活動としてファミリー・サポートセンターを充実させ、子育て支援の輪を広げる。	子育て支援課	単年度	支援会員 195 名、利用会員 1,075 名、両方会員 18 名、延べ活動件数 1,486 件（令和元年度 2,467 件）。 新型コロナ禍で利用を自粛する会員も多かったが、予防対策を講じた中で事業は継続した。ただし、利用件数はかなりの減少となった。 子どもの利用対象年齢を、10 歳までから 12 歳までへ拡充。生保・非課税世帯への利用料助成制度を開始。 支援会員の、AED 講習 5 年毎の更新を開始。	A	基本は、昨年度同様。

33	産後等における支援サポーターの利用促進	産前・産後、または何らかの事情で、育児支援を必要とする家庭にサポーターを派遣し育児の手助けをする。	子育て支援課	単年度	サポーター養成講習会を修了し登録となったサポーター数が105名に減員。 新型コロナ禍でもあり活動件数も減少した。 派遣依頼者24名、延べ活動回数311回（前年度30名、416回）	A	基本は、昨年度同様。
34	児童館活動の推進	地域の中における児童館の活動と、利用ニーズに対応する施策の展開を図る。	児童青少年課	単年度	・新型コロナウイルス感染症対策のため、大規模な事業はできなかったが、各館で感染症対策を講じ、児童館が居場所となるような働きかけを行った。 ・感染症対策の一環として、地域団体との協働は一時的に停止している。	C	・引き続き感染症対策が必要なため、各館で少人数および個別的な対応を強化し、居場所としての機能を果たす。 地域団体とは、協働はまだ見合わせているが、つながりは途切れないようにする。
35	発達課題やしょうがいのある児童の相談支援の実施	発達の課題やしょうがいのある児童の保護者が相談できる窓口と、支援に関する連携体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	実施継続中。	A	基本は、昨年度同様。
			しょうがいしゃ支援課		令和2年度末時点において、児童発達支援115件、放課後等デイサービス176件、医療型児童発達支援4件の合計245件を障害児通所事業として支給決定した（令和元年度末245件）。 また、昨年度に引き続き、国立市内の障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス・発達支援）を対象に、子育て支援課子ども保健・発達支援係、教育委員会教育指導支援課担当とともに事業所連絡会を実施（1回）した。	A	市内放課後等デイサービス事業所は平成28年度末から変わらず12か所で推移。市内児童発達支援事業所については令和2年度から福祉型の児童発達支援センターが開所となり、全体で5か所となった。 令和3年度においても、事業所連絡会について継続して実施の予定である。

			教育指導支援課		発達に課題のある児童・生徒の個別の教育ニーズに応じた支援が提供できるよう就学先に関する相談を進めた。(相談件数 160 件) 教育相談室においても発達しょうがいのある児童の保護者の相談を受け付けた。(相談件数 118 件)	A	引き続き、個別のニーズに応じた相談を進める。 教育相談室においても発達しょうがいのある児童の保護者の相談を受け付ける。
36	介護サービスの利用促進	介護サービスを利用し易くするため、広報等による情報提供を強化する。また、制度の内容についても、市民に対して丁寧に説明していく。	高齢者支援課	単年度	趣旨普及費 327,250 円 ・介護保険保険証利用のしおり ・介護保険負担割合証の案内リーフレット作成	A	・介護保険べんり帳の作成 ・保険証利用のしおり作成 ・介護保険負担割合証の案内リーフレット作成 ・地域包括ケア計画書の作成
37	介護サービス体制の整備	介護の担い手の負担を軽減するとともに、高齢者が自立した日常生活を営めるよう介護サービスを充実させる。	高齢者支援課	単年度	介護保険サービスの給付 介護給付費 5,187,368,059 円	A	介護保険サービスの給付
38	しょうがいしゃ支援の実施	介護の担い手の負担を軽減するとともに、しょうがいしゃが自立した日常生活を営めるよう支援する。	しょうがいしゃ支援課	単年度	介護給付費・訓練等給付費の支給により介護を外部化できている。令和 2 年度の支出額は約 26 億円。全国と同様に増加傾向。	A	継続して実施。
39 (2) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①生活のための日本語講座（5月～3月まで年間を通して実施）②女性の生きかたを考える講座（12回）を保育付で実施。保育利用者は①3名②5名。男性の料理教室を1回実施（参加者合計4人）。より幅広いテーマで講座を実施し、充実を図ることが求められる。	B	①②年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加者が増えるよう広報活動も工夫をしていく。③男性の家事参加を促すため、男性の料理講座を継続していく。

40 (3) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	くにたち男女平等参画ステーションにて、講座、イベント、展示、情報誌発行、リーフレット作成、YouTube 動画投稿、SNS 発信を行った。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で啓発イベント等の実施が制限される中、若年層に向けた動画投稿など、方法を工夫して情報発信していく。
			生涯学習課		東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館		市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。また平成 30 年度からは、Twitter やくにたちメールを活用して、より広く市民に情報を提供するようにした。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。
			図書館		市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関連した図書を購入し、市民に対し、貸出等を通じて情報提供に努める。
41	ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ	従業員の長時間労働慣行の改善や育児・介護休業等の取得が進むよう、事業者働きかける。	市長室	中期	「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ」に関するチラシを庁舎や関連施設に設置した。講座や企業への働きかけ等は実施していない。		市域内での取り組みには限界があるが、効果的な取り組みについて検討していく。

			総務課	子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。	総合評価方式による入札を5件程度実施する。 また、工事の発注にあたり、行政管理部総務課長通知により事業者へ安全衛生、その他労働環境の整備について指導を行う。
			まちの振興課	東京都等から来る「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	東京都等から来る「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。

■ 基本目標2 - 課題(1) 配偶者等からの暴力の防止

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
42	DV に関する意識啓発の実施	DV に関する認識を高め、加害者にも被害者にもならないために、ポスター、リーフレット、啓発イベント等により意識の醸成に努める。	市長室	単年度	「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)と児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、「ダブルリボンキャンペーン2020」を開催。旧国立駅舎のライトアップや旧国立駅舎・駅前市民プラザ・市役所ロビーにおいてパネル展示、メッセージ募集等のイベントを通し、DVと児童虐待の認識を深めるための啓発を行った。市報11/5号でも子ども家庭支援センターと連携し、DVと児童虐待の関連についても広く市民に対し啓発を行った。	A	引き続き、男女平等参画ステーションを中心にパネル展示や情報発信に努め、関係機関と連携した啓発を行っていく。
43	若年世代へのDVに関する意識啓発の実施	若年世代を対象にした、DVやデートDVについて、イラスト等を多用した分かりやすいパンフレットの配布やイベント等による意識啓発を実施する。	市長室	単年度	くにたち男女平等参画ステーションにおいて、「デートDV」「性的同意」に関する動画を作成した。また、若年層に向けデートDVに関し、イラストなどを使用したパネル展示を行い、啓発を実施した。中学、高校、大学などへパネルの貸出を行った。また、年間を通じて、市民に対しDVやデートDVのリーフレット、相談カードの配布、庁内等での配架を行った。	A	引き続き年間を通じて、DV・デートDVのリーフレットや相談先カードの配布及び配架を行う。学校等と連携し、デートDVに関するパネル展示や啓発を実施する。

44	関係機関(者)への研修の実施	民生委員、児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関(者)へのDV研修の実施。	市長室	中期	令和3年3月23日に、民生委員・児童委員の定例会において、「DVの理解と対応」というテーマで研修を実施した。		引き続き民生児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関へ向けたDV研修の実施について検討を行う。
45	女性総合相談体制の整備	女性の総合相談体制の構築を図り、DV相談をはじめとして女性がワンストップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につながることのできる体制を整備する。	市長室	単年度	市の女性相談体制として、市長室、男女平等参画ステーション、夜間休日女性相談事業、女性パーソナルサポート事業の連携体制を構築している。年1回それらの関係機関4者で会議を行い、情報共有をすることで関係性を強化し、スムーズな連携体制となっている。	A	市の女性相談を担う関係機関と密に連絡を取り合うことで、引き続きスムーズな連携体制を確保する。
46	相談業務に関する関係機関、専門家との連携	DVに関する相談について、関係部署や関係機関、専門家等と連携し、迅速な対応が実施できるよう充実を図る。	市長室	単年度	スーパーバイズ研修において、「携帯電話の危険性と安全な使い方を考える」というテーマで位置特定につながるようなリスクの代表パターンについて学び、支援対象者の安全管理について関係部署と共に情報共有した。 地域で女性支援を行っているNPO法人と連携し、迅速な対応ができるよう、日頃より密接なやりとりを行っている。	A	DV等の相談支援について年間2~3回程度、多角的かつ専門的な視点でスーパーバイズ研修を実施する。 DV等に関する相談に迅速な対応ができるよう、引き続き関係機関との連携を図っていく。
47	夜間相談窓口の実施	開庁時間に相談できない人のために夜間の時間帯に外部専門相談員による相談窓口を実施する。	子育て支援課	単年度	平成29年度で事業終了。	-	平成30(2018)年度の駅高架下に開設された女性相談等への吸収・発展的解消により事業終了。

48	市職員向け DV 対応マニュアルの作成	DV に関する市職員向け対応マニュアルを作成し、全職員に対応方法等の周知理解を図る。	市長室	中期	令和元年度末におよその形ができた「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」の微修正を行い、関係部署に配布を行った。DV 被害者支援対策部会において内容の確認を行った。加害者対応など重要な点については参加者同士が話し合う場を作り、より記憶に残るような工夫をした。		配布したマニュアルを活用してもらえるよう、定期的にマニュアルの必要性を伝えていく。
49	男性の DV 被害者への相談体制の検討	DV 被害者支援は、被害者を女性に限定した支援策が一般的であるが、今後、男性被害者への相談支援方法を検討する。	市長室	長期	DV 被害を受けた男性の相談支援は福祉総務課福祉総合相談係で対応し、市長室と情報共有し適切な支援を実施した。		引き続き、DV 被害を受けた男性の相談支援は福祉総合相談係で実施し、課題が生じた際に支援方法等を共に検討する。
50	配偶者暴力相談支援センター機能の設置検討	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討する。	市長室	中期	現状では、関係機関との連携において適切に支援が実施できており、センター機能の設置は予定していない。		引き続き、東京都や導入自治体等の事例を調査し、必要性を検討していく。
51	女性等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	暴力を受け、身体等の安全を確保する必要がある女性等に対して、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をする。	市長室	単年度	都の緊急一時保護施設とは連携体制が構築できている。民間の施設と委託契約し、一時保護先の確保も行っているが、公的シェルターの利用が難しい人に対しては、女性パーソナルサポート事業において緊急的な宿泊先の提供ができています。また、民間シェルターの協力も得て、多様な女性への対応を行った。	A	引き続き、公的シェルター、民間シェルター、女性パーソナルサポート事業を活用し、保護を要する多様な女性を支援していく。

52 (83)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	単年度	「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に「DV 等被害者に関する個人情報保護の手引き」を載せている。基幹系業務システムを利用していない課とどのように情報を共有するかという課題に対し「情報連携対象者リスト」を作成し、対象課はその情報を個別の業務システムに反映してもらい、被害者の情報保護を図っている。	A	新たに見えてきた課題に対し、関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者の保護に努める。DV 等被害者の個人情報保護に関する庁内連携の方法を確定し、共有する。
			市民課		165 人について DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報の住民票の閲覧制限を行った。	A	令和 2 年同様、被害者の方々にについて確実に支援していきたい。
53	加害者からの追及を免れるための被害者情報保護を目的とした庁内連携体制の構築	被害者に対する加害者の追及が巧妙化しており、被害者の居所情報が漏洩しないよう庁内連携を強化する。また加害者来庁時の被害者と市職員の安全を確保する。	市長室	単年度	DV 被害者支援対策部会において、加害者対応の予想される部署に対し、他市において発生した被害者情報漏洩事件の情報共有を行い、「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に基づき、加害者対応について共通理解を図った。会議参加者同士が話し合う場を作り、より記憶に残るような工夫をした。	A	定期的に他自治体で発生した被害者情報漏洩事件等を情報共有し、注意喚起を行い、加害者対応が全庁的に徹底していくように努める。
54	被害者の個別の状況に合わせた支援施策の実施	被害者の個別の状況に合わせ、相談員による同行支援等を通して自立に向けた支援を実施する。	市長室	単年度	警察、医療機関、弁護士事務所、裁判所、転出先の自治体など、被害者の必要に応じて同行支援を実施した。 女性パーソナルサポート事業を導入し、行政では対応しきれない中長期的な支援を市内の NPO 法人に委託して個々の状況に合わせた自立支援を実施した。	A	令和 3 年度はパーソナルサポート事業を拡充し、様々な事情により自ら市役所や市内の NPO 法人に相談できない世帯に訪問し、アウトリーチ型の支援を行う。

55	被害者の精神的なケアの実施と機関連携	被害者の心理的な支援として、カウンセリングの実施や医療機関の情報提供及び連携等を図る。	市長室	中期	しょうがいしゃ支援課等と連携をし、医療機関の情報提供を行った。また、男女平等参画ステーションの専門相談につなぎ、心理カウンセラーからのアプローチを実施した。		引き続き、関係部署と連携し、DV被害者等相談者の状況に合わせた、医療機関の情報および男女平等参画ステーションの専門相談の情報提供を行う。
56	子どもの自立支援施策の充実	DV の目撃等は児童虐待であり、関係機関とも連携し、心のケアや自立に向けた支援を実施する。	市長室	単年度	ケース会議、要保護児童対策地域協議会等を通じて、子育て支援課等と密な情報交換を行う等連携し、児童の適切な養育環境を考えた支援を行った。 また、市報を通じ、DV と児童虐待の関連性について情報発信を行った。	A	子ども家庭支援センターと情報共有をし、適切な支援が実施できるよう取り組む。 また、市報を通じて DV と児童虐待の関連性について情報発信を行い啓発していく。
			教育指導支援課		定例の校長会・副校長会における情報提供、各校における校内研修をととして、早期発見・対応や関係機関との連携に係る教員の資質向上を図った。	A	引き続き、児童・生徒の心のケアを進める。 初任者教員研修において、子ども家庭支援センターを招聘し児童虐待対応の研修を実施する。
			福祉総務課		DV 支援を行う際、子どもがいる場合は速やかに子ども家庭支援センターと情報共有をし、子どもへの適切な支援が実施できるように、配慮した。	A	子ども家庭支援センターをはじめ子育て支援係等と情報等共有をし、世帯内の児童へ適切な支援がなされるように配慮する。
57	弁護士による法律相談の実施	保護命令や離婚、養育費、面会交流等の法的な問題について、市の無料法律相談や法テラス等の外部機関の情報提供を行う。	まちの振興課	単年度	弁護士による相談は、女性だけを対象とした女性の法律相談を含めて 285 件であった。	A	引き続き、第 1・第 3 水曜の午前中と第 2・第 4 水曜の午前・午後、女性のための法律相談として第 3 金曜の午前中に実施していく。

			子育て支援課		養育費相談支援センター講師による養育費・面会交流個別相談会を実施。延べ開催回数 2 回、相談人数 6 名。外部法律相談等の情報提供はパラソル、法テラス等を中心に個別に対応している。	A	引き続き、養育費・面会交流の個別相談等を実施し、必要な方に外部法律相談等を紹介していく。
58	就労支援による経済的な自立にむけた支援の実施	ハローワーク等と連携した出張相談窓口の実施や、カウンセラーによる職業相談等を行う。	子育て支援課	単年度	就労相談窓口として、月に 1 度開催の出張ハローワーク等を紹介。コロナ禍の影響で休止。ハローワークにつなげたり、相談支援を行った。	A	コロナ禍の影響で事業休止中。再開後は本出張ハローワークで相談後、ハローワーク立川につなげて具体的な就労に結び付くよう支援を行う。
59	ひとり親家庭の自立のための支援サービスや貸付等の実施	ひとり親家庭に対し、資格取得時の生活費、住宅費、ホームヘルプサービス、その他自立に必要な資金の貸付・給付等を実施する。	子育て支援課	単年度	ひとり親家庭等相談状況 1,908 件	A	将来にかかる子どもの教育費等を可視化し、個別の自立支援プランによる支援を継続実施。
60	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会の開催	被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うため、関係部署の連携及び必要な情報の共有を行う。	市長室	単年度	DV 被害者支援対策部会（令和元年度開始）、男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会を開催し、関係部署との情報共有、支援方法の協議を行った。	A	引き続き、DV 被害者支援対策部会、男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会を中心に、庁内の連携体制を構築していく。
61	関係機関との連携強化	暴力で緊急避難してきた女性等への支援を充実させるため、配偶者暴力相談支援センター、警察署、児童相談所、保健所、病院、民生委員等と情報交換を始めとするネットワークづくりを行う。	市長室	中期	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、婦人相談員連絡会や DV 支援に関する警察が主催する会議等が中止や書面開催等になったが、支援に対する最新の情報を得ることはできた。		引き続き各機関の連絡会に出席し、支援に対する情報を得るほか、警察との連携等顔の見える関係作りに努め、地域における密な連携支援体制の構築を図る。
62	危機管理マニュアルの整備	DV 加害者への対応等を含め、危機管理マニュアルを整備する。	総務課	長期	他部署にて DV 対応マニュアル作成完了。		令和 2 年度実施完了。

63	DV 対応マニュアルに沿った訓練の実施	DV 対応マニュアルをもとに、庁内で加害者からの追及に対応するための訓練をシミュレーションを交えて実施する。	市長室	中期	DV 被害者支援対策部会において、DV 加害者が来庁した際の対応方法について共通理解を図った。会議参加者同士が話し合う場を作り、より記憶に残るような工夫をした。		作成した DV 対応マニュアルに基づき、加害者からの追及を想定しシミュレーションを交えた研修を継続的に行うことで、より実践的なものとなるようにする。
64	関係各課への DV 担当の配置	各課に DV 担当を配置し、被害者支援や加害者対応に関する情報共有や連携体制を構築する。	市長室	単年度	DV 被害者等支援対策部会を設置し、関係部署の連携の促進・情報の共有・その他支援に係る事項を検討する場を設けた。年 1 回開催。	A	DV 被害者等支援対策部会を毎年開催し、庁内における課題解決、情報共有を行っていく。
65	安全対策の強化	相談室の場所や出入口における安全面を配慮するとともに、非常ベル整備等の対策を行う。	総務課	長期	福祉相談室に防犯ブザー 5 台、福祉総務課に防犯ブザー 3 台を設置した。（平成 30 年度、オンブズマン事務局に防犯ブザーを設置した）		平成 30 年度実施完了。
66	民間支援団体との連携	DV 支援に取り組んでいる民間の支援団体と定期的な連絡会を行うなどの連携を図る。	市長室	単年度	夜間・休日女性相談、くにたち男女平等参画ステーション事業、女性パーソナルサポート事業の委託先と個別の連絡会及び 3 事業者合同での連絡会議を設け、連携を図った。年 1 回開催。各委託先と密な情報共有を図り、相談者の支援を行った。	A	引き続き、女性支援に関連する委託事業者との連絡会を設け、課題解決等の協議を行う。
67	施策の推進に関する調査・研究	DV 関連の新たな課題について調査研究を行い、施策へ反映させる。	市長室	長期	令和元年度に実施した「多様な性と人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、くにたち男女平等参画ステーションで動画を作成する等、DV の啓発等に努めた。		引き続き、相談先の明確化や DV の基本的理解を深めるため、市報やホームページ、SNS 等により周知啓発に努める。

■ 基本目標2 - 課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
68	複合差別の実態把握	複合的な要因により困難が生じている事案を把握し、支援につなげるために必要な施策を検討する。	市長室	中期	個々の相談者が抱える複合的な要因による課題の解決に向けて対応している。具体的な調査研究は行っていない。		個々の相談等から見えてくる課題を分析し、具体的な施策を検討していく。
69	しょうがいしゃの複合的な困難への配慮	しょうがいのある女性等が複合的な要因により困難な状況に置かれる場合には適切な配慮を行う。	しょうがいしゃ支援課	中期	自立支援協議会において、協議・研修を実施。違ったしょうがいのある人が集まり、地域で暮らして感じることや、安心して暮らせる地域について話し合いを実施。差別解消や必要な配慮についての協議を継続。		自立支援協議会当事者部会において、差別解消・合理的配慮等について、国立市役所職員を対象とした研修開催の準備を行う。
70	外国人市民の複合的な困難への配慮	言語や文化等、外国人市民の複合的な課題を把握し、支援に向けた施策を検討、実施する。	公民館	中期	外国にルーツを持つ方と日本語ボランティアを対象に、生活に関する情報提供や地域とのつながりの創出を目的とした「にほんごサロン」を実施。全13回、参加者延べ177人。		継続して「にほんごサロン」を実施していく。
			まちの振興課		例年実施しているやさしい日本語ワークショップ等のイベントは新型コロナウイルス対策により中止となったが、外国人相談の実施等により、外国人市民からの声を聞く機会を設け、生活における課題把握に努めた。		新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながらやさしい日本語ワークショップの開催を検討し、外国人市民に向けたわかりやすい市の広報を考えるとともに、外国人市民からの声を聞く機会を設ける。

71	女性相談・支援の実施	支援が必要な女性に対して総合的に相談支援を行い、自立に向けたエンパワーメントを促す。	市長室	単年度	女性パーソナルサポート事業として、地域の民間団体と連携し、短期宿泊および相談や同行支援等自立支援を実施。一人一人に寄り添った丁寧な支援を行い、エンパワーメントを図った。	A	令和3年度はパーソナルサポート事業を拡充し、様々な事情により自ら市役所や市内のNPO法人に相談できない世帯に訪問し、アウトリーチ型の支援を行う。
72	福祉総合相談窓口事業の実施	複合的な課題を持つ相談に対応し、適切な部署や機関につなぎ、支援を図る。	福祉総務課	単年度	新規相談件数 95 件、うち女性からの相談は 57 件。課題解決に向けて、関係部署と連携し支援を図った。	A	課題解決に向けて関係部署とさらに連携し、支援を図っていく。
			子育て支援課		定期連絡会、個別ケース会議、担当者間の連絡調整等にて連携の強化を図った。	A	「ふくふく窓口」主催の進行管理会議等を通じ、関係部署と具体的連携を図る。
73	相談・生活資金貸付事業の実施	母子・父子家庭が抱える悩みを解決するための相談・生活資金貸付事業を充実し、生活の安定と向上を図る。	子育て支援課	単年度	福祉貸付等の制度を活用し支援を行った。 母子・父子福祉資金貸付状況 14 件 女性福祉資金貸付状況 0 件	A	実施継続中。返納時の家計状況にも留意し、貸付プランを策定。
			福祉総務課		生計維持が困難になった世帯に対し、貸付相談につなぎ、自立の援助を行った。 貸付を含む相談件数は 252 件。うち女性の件数は 68 件。	A	社会福祉協議会と連携し、貸付を希望される方、貸付利用中の方の支援を行う。
74	医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の保健向上のため、医療費の助成事業を継続する。	子育て支援課	単年度	医療助成の継続と健康の相談と合わせ、保健の向上に努めた。 医療証交付件数 390 件（世帯） 医療費助成費 22,219,326 円	A	実施継続中。児童扶養手当の支給対象外となる公的年金受給者等からの申請漏れがないよう、他制度間で連携しつつ、広報等の周知を徹底する。

75	ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	ひとり親家庭の方に対し、住宅費の一部の助成やホームヘルプサービス等を実施し、自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	単年度	ひとり親家庭住宅費助成世帯数 18 世帯、助成延べ月数 158 ヶ月。ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣世帯数 8 世帯、派遣延べ回数 47 回、派遣延時間数 200 時間。	A	実施継続中。ホームヘルプサービス事業所と連携を図り、利用者の利便性を図る。
76	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	ひとり親の方や女性が経済的に自立するために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課	単年度	福祉貸付等の制度を活用し支援を行った。 母子・父子福祉資金貸付状況 14 件 女性福祉資金貸付状況 0 件	A	実施継続中。返納時の家計状況にも留意し、貸付プランを策定。
77	母子家庭自立支援教育訓練給付事業の利用促進	母子家庭で就業意欲のある母親を対象に、技能や能力を高めるための教育訓練を支援する。	子育て支援課	単年度	本事業の制度設計については、ハローワークの雇用保険事業と紐づいており、制度間の調整を行う。 申請件数 0 件 受給件数 0 件	A	他分野、他制度の動向を確認しつつ、支援を行う。
78	生活困窮者自立支援事業の実施	生活に困窮する女性等に対し、住居確保給付金や就労支援、家計相談等により自立支援を行う。	福祉総務課	単年度	新規相談件数 952 件、うち女性からの相談は 392 件。 住居確保給付金利用件数 233 件、うち 111 件が女性。	A	関係機関等と連携し、生活に困窮されている方を早期発見することで、住居確保給付金や就労支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を活用し、自立に向けた支援を行う。
79	支援を要する生活困窮者の早期発見	税の滞納者に支援を要する生活困窮者を発見した場合、適切な部署と連携を行い、支援につなげる。	収納課	単年度	納税相談において生活困窮していると判断した場合は、「ふくふく窓口」等につないでいる。(令和 2 年度実績：127 件)	A	今後も、「ふくふく窓口」等と連携し、支援につなげる。
			福祉総務課		税滞納があり返済に困っている市民をつなげてもらい、早期発見につながった。収納課と連携を図り、対応した件数 30 件、うち女性の件数は 6 件。	A	税金の滞納が膨れあがる前の早期の段階で、福祉総合相談窓口につないでもらい、関係機関と連携し、家計管理の健全化を図っていく。

80 (16)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について、調査検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションにて、「みらいのたね相談」を月1回実施し、仕事に関する相談をキャリアカウンセラーが受け付けた。計19件の相談を受け付けた。	引き続き「みらいのたね相談」を月1回実施する。今後は誘致企業等の市内事業者との連携を検討する。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。 また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行った。	総合評価方式による入札を5件程度実施する。 また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行う。
			まちの振興課		東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。

■ 基本目標2 - 課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
81	セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供	市民や事業者に対してセクシュアル・ハラスメントに関するセミナーや講演会の情報をチラシやパンフレット等で周知する。	まちの振興課	単年度	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	A	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
82	セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について、必要な情報提供を行う。	まちの振興課	単年度	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	A	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
			市長室		セクシュアル・ハラスメントに関連するチラシ・パンフレット等の配布・配架を行った。また、くにたち男女平等参画ステーションにて相談を受け付けた。	A	引き続きセクシュアル・ハラスメントに関連するチラシ・パンフレット等の配架のほか、くにたち男女平等参画ステーションにて相談を受け付けていく。
83 (52)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	単年度	「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に「DV 等被害者に関する個人情報保護の手引き」を載せている。基幹系業務システムを利用していない課とどのように情報を共有するかという課題に対し「情報連携対象者リスト」を作成し、対象課はその情報を個別の業務システムに反映してもらい、被害者の情報保護を図っている。	A	新たに見えてきた課題に対し、関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者の保護に努める。DV 等被害者の個人情報保護に関する庁内連携の方法を確定し、共有する。

			市民課		165人についてDVやストーカー行為等の被害者情報や支援情報の住民票の閲覧制限を行った。	A	令和2年同様、被害者の方々にについて確実に支援していきたい。
84	ストーカー等の暴力被害の相談機関との連携	ストーカー等の暴力被害者の相談に対し、警察と連携し、必要な情報提供を行う。	市長室	単年度	相談件数は少ないものの、ストーカー等の被害相談があった際には、警察と連携し、関係部署と情報共有を図った。	A	引き続き、警察との連携体制を構築し、定期的な情報共有を行う。

■ 基本目標3 - 課題(1) 性の違いに配慮した健康支援

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
85	健康維持や疾病等の予防施策の実施	健康維持や疾病等の予防施策を充実すると共に、健康、福祉や生活に関する情報をわかりやすく提供する。	健康増進課	単年度	国立市健康づくり推進員を養成し、推進員による様々な啓発活動を行った。こころの健康事業については、平成30年度から教育委員会と連携のうえ小学校高学年に対して「SOSの出し方教育」を実施し、15クラス490人が受講した。H28改訂を行ったウォーキングマップ全9コースについては、市内公共施設等に設置して配布し、ホームページ等でマップの存在を知った方に広く利用してもらった。「いきいき百歳体操」を広めるため、既存の14グループの代表者に指導者研修を実施した。この他、市内の団体等の要望で健康に関する講話を保健師・栄養士が実施した。	A	新型コロナウイルス拡大防止のため、講演会形式の事業は、縮小または中止している。健康づくり推進員も活動の場が少なくなっているが、定例の連絡会・研修会については実施日・規模を工夫して継続している。また、「SOSの出し方教育」については、各校からの依頼に基づき、順次対応している。ウォーキングマップは、コロナ禍にあって需要があり、健康二次被害を防ぐためにも積極的な展開を予定している。「いきいき百歳体操」については、感染防止の工夫をはたらきかけつつ、リーダーの研修・連絡会を実施する。
86	特定健康診査、がん検診の受診率の向上	生活習慣病やがんの早期発見のため、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図る。また、女性特有のがん検診の受診率向上を図ると共に、骨粗しょう症予防のための骨量測定を実施する。	健康増進課	単年度	従来の特健康診査、がん検診のさらなる拡充を図った。具体的には、国立市医師会の協力のもと、立川市と特定健康診査の乗り入れ準備を進め、また、胃がん内視鏡検診の導入準備を進めた。	A	立川市と特定健康診査の乗り入れを開始し、秋から胃がん内視鏡検診を開始する予定である。

87 (29)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を受ける。	子育て支援課	単年度	平成 30 年 5 月から国立駅前市民プラザにおいても妊娠届の受領及びテレビ電話による面接を開始・妊婦面接実施数(母子手帳交付時)430人・育児相談利用者数 保健センター 13 回/年、258 人 ※育児相談は、4～7 月は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。その後予約制で再開。	A	継続実施（育児相談については、新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり）
88 (30)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	子育て支援課	単年度	・ウェルカム赤ちゃん教室（妊娠・出産・育児についての学習） 延べ 10 回/年、参加者延べ 253 人（内パートナーの参加は 88 人）	A	継続実施（新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり）。
89	母子健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	・乳幼児健診の受診率 乳健 99.6%、1.6 健 97.8%、3 健 96.9% ・産婦健診の受診者 474 人	A	継続実施（新型コロナウイルスの流行状況により延期・中止の場合あり。また、集団健診だけでなく、市内個別医療機関での受診も活用する）。
90	薬物・性感染症に対する、正しい知識の普及啓発の充実	巧妙な誘いや安易な気持ちによる薬物使用、また性感染症に対して、ポスターや小冊子により正しい知識を普及する。	健康増進課	単年度	東京都より委嘱された、薬物の乱用による弊害を広く市民に周知することを目的に活動している指導員 6 名及び薬物乱用防止啓発活動に熱意と理解のある推進員 13 名による「東京都薬物乱用防止推進国立地区協議会」の事務局として、薬物乱用防止推進のため、市内中学生による標語 377 点及びポスター 18 点作成等啓発活動等を行った。	A	薬物乱用防止について、市内中学生によるポスター作成等を通じて、事務局として協議会及び学校と調整を図り、啓発をしていく。また、性感染症に関するパンフレットを配布する。

91	性に関する相談窓口の充実	学校教育における児童・生徒に対して相談しやすい環境を整えると共に、スクールカウンセラーによる相談や保健室の機能、子どもホームページなどを活用し、適切な支援を行っていく。また、市民からの性に関する相談に対しても適切に対応していく。	教育指導支援課	単年度	スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生の全員面接、各種相談窓口の紹介など、相談機関の周知や相談しやすい環境整備を進めた。 環境は整えてきているが、性の悩みを抱えている児童・生徒は、まだ存在していると考えられる。	B	引き続き、児童・生徒が相談しやすい環境整備を進める。
			子育て支援課		直接的に性に関わる相談はなかった。しかし、多くの相談は性別に起因（例えば、望まない妊娠や虐待等）しており、個々の状況に寄り添い対応するよう努めた。	B	性に関する相談については今後も適切に対応していく。
			健康増進課		直接的に性や性別に関する相談はなかったが、LGBTQの方々含め、コロナ禍において、傷つく人がいないよう、いつでも健康相談しやすい環境づくり、きずくプロジェクトに参加した。	B	性に関する相談については、今後も適切に対応していく。LGBTQの方々の健康相談等の事業参加には、性自認に配慮し対応していく。

■ 基本目標3 - 課題(2) LGBT(セクシュアル・マイリティ)の人々への支援

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
92 (2) (39)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①生活のための日本語講座（5月～3月まで年間を通して実施）②女性の生きかたを考える講座（全12回）を保育付で実施。保育利用者は①3名②5名。男性の料理教室を1回実施（参加者合計4人）。より幅広いテーマで講座を実施し充実を図ることが求められる。	B	①②年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加者が増えるよう広報活動も工夫をしていく。③男性の家事参加を促すため、男性の料理講座を継続していく。
93 (3) (40)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	くにたち男女平等参画ステーションにて、講座、イベント、展示、情報誌発行、リーフレット作成、YouTube 動画投稿、SNS 発信を行った。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で啓発イベント等の実施が制限される中、若年層に向けた動画投稿など、方法を工夫して情報発信していく。
			生涯学習課		東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館		市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。また平成30年度からは、Twitter やくにたちメールを活用して、より広く市民に情報を提供するようにした。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。

			図書館		市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関連した図書を購入し、市民に対し、貸出等を通じて情報提供に努める。
94	LGBT を理解するための研修の実施	LGBT を理解し、業務において配慮を行えるよう研修を実施する。	市長室	単年度	新入職員研修の一環として、多様な性に関する研修を実施した他、パートナーシップ制度導入に関して各課の男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員に研修を実施した。	A	引き続き LGBT 研修を年 1 回実施する。令和 3 年度は特に、成長段階の子どもに接する市の保育士や児童館・学童保育所職員を対象とした研修を実施する。
95	LGBT に関する理解についてグッズにより周知	LGBT の方が市のサービスを受けやすいように、LGBT の研修を修了した市職員は性的マイノリティを表現するレインボーをモチーフとしたバッジを身につける。	市長室	単年度	平成 26 年度から継続して、市職員・市議会議員・教職員等を対象とした LGBT 研修を実施。受講した職員等に対して、市オリジナルの LGBT バッジを配布し、業務等において着用するよう周知を行った。	A	引き続き、市職員・市議会議員・教職員を対象とした LGBT 研修を実施予定。受講した職員等に LGBT バッジを配布し、業務時等における着用等を通じて周知に努める。
96	LGBT の方が直面する課題の調査・検討	多様な性のあり方に対して、LGBT の方が抱える課題とニーズを把握し、相談窓口の設置等も含めて検討する。	市長室	中期	平成 30 年度からくにたち男女平等参画ステーションで SOGI 相談を実施(H30:16 件、R1:23 件、R2:40 件)。令和 2 年度から「ふらっと SOGI カフェ」を実施(オンラインにて 3 回)。東京レインボープライド 2020 にオンラインで参加(2018,2019 はブース出展)。パートナーシップ制度を創設する条例改正(制度導入にあたり当事者と意見交換実施)。		引き続き、くにたち男女平等参画ステーションでの相談支援や啓発活動を進めていく。

■ 基本目標4 - 課題(1) 計画の推進体制の強化

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
97	本計画の点検・評価と執行管理	毎年、所管課が計画の進捗状況の自己点検を行い、評価シートを記入する。また、男女平等推進会議が評価シートをもとに計画の執行管理を行う。	市長室	単年度	推進計画の進捗状況を把握するため、施策ごとに所管課による自己評価を実施するとともに、男女平等推進会議にて課題ごとの評価を実施した。評価結果については、令和元年度推進状況調査報告書として取りまとめ、市ホームページ等に掲載した。	A	平成 28 年度から令和 5 年度の計画期間において、毎年度、関係各課による施策ごとの評価及び男女平等推進会議による課題ごとの評価を実施していく。なお、中間評価による男女平等・男女共同参画推進施策の課題に対する提言について、対象部署に改善調査を実施する。
98	男女平等推進会議の機能強化	計画達成に問題が生じた場合、計画事業、計画目標、計画期間等の変更を提案できる。	市長室	中期	国立市男女平等推進会議を開催して、主要な男女平等推進施策について検討を行った。会議の結果、令和 2 年度は計画変更を実施していない。		計画変更の必要が生じた際は、関係機関と調整の上、変更を提案する。
99	男女平等・男女共同参画推進担当の配置	計画事業点検や庁内調整等を行うため、男女平等・男女共同参画を推進する担当者(DV 担当兼務)を各課に配置する。	市長室	中期	男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員を各課 1 名以上配置し、連絡会を 1 回開催することにより、職員の男女平等意識の向上の機会とした。また DV の対応の件に関しては、部会を設けられるような組織体になっている。DV 被害者支援部会も 1 回実施した。		引き続き、男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会および、DV 被害者支援部会を継続して開催する。

100	男女平等推進市民委員会の設置	市民と有識者からなる委員会を定期的に実施し、本計画の進捗状況の点検・評価及び計画の見直しを行う。	市長室	中期	学識経験者5名・公募市民5名からなる「国立市男女平等推進市民委員会」を設置している。計画の中間年度及び最終年度に、男女平等推進市民委員会による点検・評価を実施する。令和2年度は市長の諮問に応じ(仮称)国立市パートナーシップ制度の策定について審議し、答申を行った。		令和4年度に現計画の最終評価、令和5年度に次期計画策定のため、「国立市男女平等推進市民委員会」を開催する。
101	男女平等・男女共同参画に関する実態と意識の調査	市民の実態と意識を調査し、男女平等・男女共同参画施策を効果的に推進する。	市長室	中期	イベントでのアンケートの他、くにたち男女平等参画ステーションにてオンラインカフェやウェブアンケートで市民の意識や困りごとを調査し、施策に活かした。		新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の実施が制限される中、オンラインなど手段を工夫して市民の実態と意識の調査に努める。
102	(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例の制定	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例を制定する。	市長室	単年度	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を平成30年4月に施行した。	A	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を制定したため事業は終了した。引き続き、条例の周知に重点を置き活動を行う。
103	(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討	男女平等・男女共同参画施策推進の拠点としての(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討を行う。	市長室	中期	平成30年度中に男女平等参画推進センター機能(くにたち男女平等参画ステーション)の設置を行った。		平成30年5月開設のくにたち男女平等参画ステーション事業の安定した運営をする。

■ 基本目標4 - 課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり

施策	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価	令和3(2021)年度事業予定
104	市職員への本計画の周知	市職員一人ひとりが男女平等の視点に立って業務に取り組むため、本計画を周知する。	市長室	単年度	男女平等参画兼 DV 対策推進員の連絡会を通して、本推進計画の周知と職員の男女平等意識の啓発を図った。	A	職員研修等を通じて、新入職員を含めた庁内全体に本推進計画の周知を行っていく。
105	市職員の男女平等の視点による行政文書の作成	行政の文書等を男女平等の視点で点検、確認し、「ガイドライン」を作成し、指導する。	市長室	単年度	多様な性について市職員や教職員が理解を深め、適切な言動がとれるよう、「多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン」を作成した。なお、文書表現を主としたガイドラインとはなっていない。	A	ガイドラインの内容を研修等で周知し、職員の文書作成に関して点検・確認を行う。
106	市職員への男女平等・男女共同参画研修の充実	市職員の男女平等・男女共同参画意識の醸成を図るため、職員研修を充実させる。	職員課	単年度	これまで女性職員向けに実施していた「キャリアデザイン研修」について、平成 30 年度からは男性職員も対象とし、実施した（R2 年度 19 名参加）。	B	引き続き職員の派遣及び同研修の実施を行い、今後に向けて新たな研修の導入を検討する。
107 (1)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等について、各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	単年度	推進計画の毎年の進捗状況調査を通じて、各課が実施する事業を把握した。	A	講座等を開催する各課とは、適宜情報共有し、事業内容を把握していく。

108	男女平等・男女共同参画視点による計画の策定	各課の計画策定の際、男女平等・男女共同参画の視点で検討を行う。	市長室	長期	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の理念に基づき、各課の計画について男女平等や多様な性の観点の反映を促した。		国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の理念を周知し、各課の計画策定、改定時に男女平等参画の視点での見直しを依頼する。
109 (11)	誰もが働きやすく、管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	中期	各課への時間外ヒヤリングやワーク・ライフ・バランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 令和2(2020)年度年次有給休暇取得率 :34.0%		引き続き取組を進めるとともに、更なる課題の発見に努め、現状で不足している制度の新設等を検討する。
110 (23)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	単年度	新規取得対象者15名のうち5名が育児休業を取得し、取得率は約33.3%であった。令和2年度は、育児関連休業の手引きを庁内に配布し、育児休業等の周知及び取得推進に努めた。 令和2(2020)年度男性職員の育児休業取得平均日数48.8日	B	引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への声かけなど、育児休業取得促進に向けて更なる取り組みを行う。

第6章 参考資料

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第16条)

第3章 推進体制(第17条・第18条)

第4章 雑則(第19条)

付則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和60年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。さらに、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、全ての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の間の格差解消に至るには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

よって、全ての人々が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会を築くため、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目 的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

(用語の意味)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 全ての人々が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者をいう。
- (3) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者等 営利又は非営利にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (6) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

- (7) 複合差別 性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的な困難を抱えている状況に置かれることにより生じる差別をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (10) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (11) エンパワーメント その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、又は個人として若しくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画できるようにすることをいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。

- (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人々が、個人として尊重されること。
- (2) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (4) 全ての人々が、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。

- (6) 全ての人々が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (9) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、男女平等参画を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第 6 条 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 7 条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、全ての人が家庭、地域及び職場における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第 8 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。

2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第 9 条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(パートナーシップ制度)

第10条 パートナーシップに係る証明の交付を希望する者で、規則で定めるものは、規則で定めるところにより、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書類（以下この条において「受理証明書」という。）を交付するものとする。

3 事業者等は、その事業活動の中で、市が実施するパートナーシップに係る制度を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者等は、受理証明書の提示があったときは、当該受理証明書に記載されている情報については、当該記載されている者の意思を十分に確認した上で取り扱う等により、第8条第1項及び第2項の規定を遵守しなければならない
（広報啓発及び調査研究）

第11条 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。
（積極的改善措置）

第12条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあつては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭生活と社会活動の調和）

第13条 市は、全ての人が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（女性のエンパワーメント）

第14条 市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

（活動及び教育における支援）

第15条 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民及び事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

（防災施策における推進）

第16条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第17条 市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

第3章 推進体制

（推進委員会）

第18条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

（1）市における男女平等参画の推進に関すること。

（2）推進計画の進捗状況に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項。

3 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情又は相談への対応)

第19条 市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30(2018)年4月1日から施行する。

(国立市男女平等推進市民委員会条例の廃止)

2 国立市男女平等推進市民委員会条例(昭和61年3月国立市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定されている国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。

4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の国立市男女平等推進市民委員会条例(以下この項において「旧条

例」という。)第3条の規定により国立市男女平等推進市民委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第17条第4項の規定により委員会委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における、旧条例第4条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則(令和2年11月24日条例第27号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の前においても、改正後の第10条の規定によるパートナーシップの届出の受理その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。